

参議院議員通常選挙のお知らせ

●投票日および投票時間 7月10日(日) 午前7時～午後8時

●投票場所

飛島投票区 すこやかセンター 集会室
大宝投票区 大宝八島集会所
政成投票区 新政成一時避難所

●公示日 6月22日(水)

●住所要件 令和4年3月21日以前から引き続き村内に住んでいる方で、選挙人名簿に登録されている方

●年齢要件 平成16年7月11日以前に生まれた方(投票日現在で満18歳以上の方)

●期日前投票

選挙は、選挙期日(投票日)に投票所で投票することが原則となっていますが、投票日に仕事や旅行などの理由で投票所に行けない人のために、期日前投票制度が設けられています。

投票所入場券裏面への期日前投票宣誓書の記入について

本村では、期日前投票宣誓書を投票所入場券の裏面に印刷しています。

事前にご自宅等で住所や氏名等をご記入いただくことにより、期日前投票所での受付がスムーズに済みます。期日前投票される場合は、投票所入場券裏面の宣誓書にご記入いただき、期日前投票所へお持ちください。

なお、選挙当日に投票される方は、期日前投票宣誓書への記入は不要です。

期日前投票期間 6月23日(木)～7月9日(土) 午前8時30分～午後8時

投票場所 飛島村役場1階 会議室B ※総務部総務課までお越しください。

※入場券を紛失したり、届かなかった場合でも、選挙人名簿に登録され、選挙権を有していれば、入場券がなくても投票所で投票ができます。投票所で受付の職員にお申し出ください。

●不在者投票

本村以外の選挙管理委員会での投票や病院・老人ホーム等の指定施設での投票をすることができる制度です。

不在者投票期間 6月23日(木)～7月9日(土)

飛島村以外の選挙管理委員会で投票を行う場合

宣誓書・請求書に必要な事項を記入のうえ、飛島村選挙管理委員会へ提出してください。(宣誓書・請求書用紙は飛島村選挙管理委員会へ請求してください。)

宣誓書・請求書が飛島村選挙管理委員会に届きましたら住所地(滞在地)へ投票用紙や不在者投票証明書等を送付しますので、到着後、最寄りの選挙管理委員会で不在者投票をしてください。

病院や指定施設での投票の場合

病院や施設の方に申し出てください。病院、施設が投票用紙などの請求を行いますので、病院、施設の指示に従って投票を行ってください。

●郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所に行って投票することができない方のために、郵便により投票ができる制度です。ただし、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付および介護保険の要介護認定を受けている方で次の方が該当となります。

※詳しくは、選挙管理委員会までお問合せください。

郵便等による不在者投票のできる方

交付手帳等名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳	介護保険の被保険者証
障害等の種類			
両下肢・体幹	1級または2級	特別項症から第2項症まで	—
移動機能	—	—	—
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸	1級または3級	特別項症から第3項症まで	—
肝臓	1級から3級まで	—	—
免疫	—	—	—
要介護状態区分	—	—	要介護5

代理記載のできる方(郵便等による不在者投票のできる方のうち、下表に該当する方)

交付手帳等名	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
障害等の種類		
上肢または視覚	1級	特別項症から第2項症まで

●問合せ先 総務部総務課内飛島村選挙管理委員会



結婚50周年 対象者の募集

令和4年中に結婚生活50周年を迎えられるご夫婦をお祝いし、記念品を贈呈します。

申出書が福祉課窓口にありますので、該当されるご夫婦は申込期間内にお手続きをお願いします。

●場 所

すこやかセンター内福祉課

●対 象

7月1日現在、本村に住民登録を有する方で、今年結婚50周年（昭和47年12月31日以前届出）を迎えられるご夫婦

なお、過去に受領された方は、対象になりません。

●持 ち 物

本村に本籍のない方は、戸籍抄本等をご持参ください。

●申 込 期 間

7月1日（金）～29日（金）

●問 合 せ 先

すこやかセンター内福祉課

安心カメラ設置の 新規設置について

本村では、村内全域（51箇所）に安心カメラを設置しています。

住民の皆さまが犯罪抑止のため、令和5年度に新たな設置等を希望される箇所がありましたら、7月末までに区長を通じてお知らせください。

この安心カメラは、不法投棄や道路交通監視等のカメラとは違い、プライバシー等を考慮し、画像データは警察以外には提供しないなど細かい取り決めをしています。なお、設置場所については、皆さまからの意見をもとに、学校関係者、警察等と協議をして決定していく予定です。

●問 合 せ 先

総務部総務課

野焼きなどの 焼却行為は法律で 禁止されています

本村には「近所の庭や田畑ごみを燃やして煙が迷惑」といった苦情が多く寄せられています。

ごみをそのまま積み上げて燃やしたり、穴を掘って燃やしたり、ブロック積み等の炉あるいはドラム缶、一斗缶などで燃やしたりすることは野焼き行為に該当し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で禁止されています。家庭ごみは野焼きせず、本村のごみ収集日に出してください。 ※収集日は、すこやかカレンダーをご覧ください。

●野 焼 きの 例 外

- ① 国または地方公共団体がその施設の管理を行うため
- （例）河川敷、道路の草焼き
- ② 天災やその他の災害の予防、応急対策または復旧のため
- ③ 風俗慣習または宗教上の行事を行うため
- （例）火祭り、どんと焼き
- ④ 農林業または漁業を営むために

やむを得ないもの
⑤ たき火その他の日常生活を営むうえで通常行う廃棄物の焼却であつて軽微なもの
（例）落ち葉たき、バーベキューなど。近隣住民のご迷惑とならないようご配慮ください。

※例外に該当する場合でも、近隣住民からの苦情がある場合は、「周辺地域の生活環境に著しい影響を与える焼却」として指導の対象になりますので、周辺への配慮をお願いします。

●やむを得ず行う場合は、次のことに注意してください。

- ① 水バケツなどの消火器具を準備する。
- ② できるかぎり複数人で行う。
- ③ 焼却中は風向きの変化に注意するとともに強風時は行わない。
- ④ 焼却中はその場を離れず、火の監視をする。
- ⑤ 建物や燃えやすい物の近くでは行わない。
- ⑥ 焼却火の残火がないことを確認してからその場を離れる。

●問 合 せ 先

すこやかセンター内保健環境課

中央公民館改修に伴う 事務室移転について

現在、中央公民館の大規模改修中ですが、工事の本格化に伴い、教育課および生涯教育課の事務室が、総合体育館1階研修室に移転します。

総合体育館1階南玄関が出入口となります。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

● 移転予定期間

7月4日(月)～令和5年3月末

● 問合せ先

中央公民館内生涯教育課

マイナンバーカードの 申請をしましょう!



詳しくは民生部住民課まで

新型コロナウイルス感染症の 影響により納付が困難な場合 減免制度が受けられます

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、収入が減少した方は、減免制度を受けられる場合があります。

● 対象となる保険税、保険料

◆ 国民健康保険税

◆ 後期高齢者医療保険料

◆ 介護保険料

● 対象となる方

次の①または②のいずれかに該当するに至った方が対象となります。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれる方

※詳細についてはご相談ください。

● 問合せ先

【国民健康保険・後期高齢者医療】
民生部住民課

【介護保険】

すこやかセンター内福祉課

新型コロナウイルスに 関する傷病手当金の ご案内

国民健康保険、後期高齢者医療の被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染の疑いがあり、その療養のため勤務することができなかつた場合、傷病手当金を支給します。

● 支給日数

勤務できなくなった日から3日間を過ぎた日から勤務できない期間のうち、勤務予定であった日。

● 支給額

(直近の連続した3カ月間の給与収入の合計額÷勤務日数)×2/3×支給日数

※給与収入の全部または一部を受け取ることができず方には、その期間には支給しません。ただし、その給与収入が傷病手当金の支給額より少ない場合は、差額を支給します。

● 適用期間

令和2年1月1日から令和4年9月30日までの間で療養のため勤務できなかつた期間

※入院が継続する場合などは、最長1年6カ月まで

● 申請方法

申請書、事業主の証明書、医師の意見書(医療機関を受診したとき)などが必要になりますが、事前に電話でご相談ください。

● 問合せ先

民生部住民課

国民健康保険高齢受給者証を送付します

国民健康保険に加入されている70歳以上75歳未満の方には、保険証に加えて、高齢受給者証をお持ちいただいています。

現在、皆さまがお持ちの高齢受給者証の有効期限は7月31日までです。8月1日から使用していた多く高齢受給者証を7月中旬以降に送付します。

高齢受給者証の色は、薄だいたい色から白色に変わります。

8月1日以降に医療機関等で受診をするときは、必ず新しい高齢受給者証を保険証と一緒に提示してください。

なお、期限が過ぎました高齢受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

● 問合せ先

民生部住民課



後期高齢者医療制度の保険証を更新します

- 現在、皆さまがお持ちの保険証の有効期限は7月31日までです。
- 新しい保険証を本年度は全員に2回お送りします。7月に送付する保険証(赤茶色)の有効期限は令和4年9月末までです。10月以降は9月に改めて送付する保険証(青色)をお使いください。
- 保険証は、有効期限を過ぎると使用できません。8月1日以降に医療機関等で受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。
- 期限が過ぎました保険証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

令和4年10月1日から医療費の窓口負担割合が変わります

- 令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。
- ご自分の負担割合が変更になるかどうかは、9月ごろ届く2回目の保険証でご確認ください。

令和4・5年度の後期高齢者医療保険料率が見直されます

後期高齢者医療制度では、医療給付費の財源に充てるため、2年に1度保険料率の見直しが行われます。

令和2・3年度		令和4・5年度	
所得割率	9.64%	所得割率	9.57%
均等割額	48,765円	均等割額	49,398円
保険料賦課限度額	64万円	保険料賦課限度額	66万円

7月中旬に「令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。

【保険料の支払方法】

- 原則年金からの引き落としとなります(特別徴収)。ただし、後期高齢者医療制度に加入後半年程度の間や、年金の額が年間18万円未満の方または介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、引き落としとはなりません。
- 年金からの引き落としとならない方については、口座振替や納付書で個別に納めていただきます(普通徴収)。

●問合せ先

〈制度に関するご質問〉

あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570-011-558

(7月11日(月)～12月28日(水) ※土曜・日曜および祝日を含む 午前8時45分～午後5時15分)

〈その他のご質問〉

民生部住民課

福祉医療のご案内

福祉医療受給者証を更新します

障害者医療、後期高齢者福祉医療の受給者証をお持ちの方で、有効期限が「令和4年7月31日」と表記されている方は、更新手続きが必要です。

7月上旬に対象の方へ更新申請書等を送付しますので、必要事項をご記入のうえ、ご返送ください。引き続き該当する方には、新しい受給者証を7月下旬に送付します。

な、期限が過ぎました受給者証は、ご自宅において破棄していただきますようお願いいたします。

問合せ先

民生部住民課



福祉医療受給者証について

新規申請を希望される方は、民生部住民課までご相談ください。

受給者証は申請がないと発行ができません。

子ども医療

0歳～18歳までの方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

対象者

0歳～18歳（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の方の保護者

※保護者の医療費は助成されません。

母子・父子家庭医療

ひとり親家庭や重度の障がいを持つ父または母等がいる家庭（ひとり親家庭と同じ扱いになる家庭）が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

対象者

- ひとり親家庭で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の方を扶養する父母等
- ひとり親家庭で扶養されている18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の方

- 父または母に重度の障がいを持つ家庭で18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の方を扶養する父母等

- 父または母に重度の障がいを持つ家庭で扶養されている18歳以下（18歳に達した日の属する年度の末日まで）の方

障害者医療・精神障害者医療

心身に障がいを持つ方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

対象者

- 身体障害者手帳1～3級をお持ちの方
- 身体障害者手帳4級で腎臓機能障害をお持ちの方
- 身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方
- 自閉症候群と診断されている方
- 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

後期高齢者福祉医療

後期高齢者医療制度の被保険者の方が医療を受けた場合、医療保険における自己負担額を助成します。

対象者

- 障害者医療、精神障害者医療、母子・父子家庭医療の要件に当てはまる方

- ねたきり、認知症の方で要介護度4または5と認定されていて生活介護を3カ月以上継続して受けている方（所得制限あり）
- 独り暮らしで住民税非課税の方（税法上の被扶養者、施設入所者は除く）

問合せ先

民生部住民課





手当のご案内

ひとり親家庭等に対する手当

■児童扶養手当(国制度)

●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童(児童に障がいがある場合は20歳未満を養育している方

●手当月額

第1子	全部支給	43,070円
	一部支給	43,060~10,160円
第2子加算	全部支給	+ 10,170円
	一部支給	+ 10,160~5,090円
第3子以降加算	全部支給	+ 6,100円
	一部支給	+ 6,090~3,050円

■愛知県遺児手当

●支給対象者

父または母に重度の障がいのある家庭、ひとり親家庭等で18歳以下(18歳に達した日の属する年度の末日まで)の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

支給開始 1~3年目	4,350円
4~5年目	2,175円
6年目以降	支給対象外

■飛鳥村遺児手当

●支給対象者

愛知県遺児手当に同じ

●手当月額(児童一人につき)

一律	3,200円
----	--------

■障がいのある方等に対する手当

■特別児童扶養手当(国制度)

●支給対象者

① 20歳未満の身体障害1~2級程度または療育手帳A判定程度の児童を養育している方
② 20歳未満の身体障害3級(4級の一部含む)程度または療育手帳B判定程度の児童を養育している方

●手当月額(児童一人につき)

①に該当する児童	52,400円
②に該当する児童	34,900円

■在宅重度障害者手当(県制度)

●支給対象者

① 身体障害1~2級で療育手帳A判定の方のうち在宅の方
② 身体障害1~2級の方、療育手帳A判定の方、身体障害3級の障がい有し療育手帳B判定の方のうち在宅の方

●手当月額(一人につき)

①に該当する方	15,500円
②に該当する方	6,750円

■手当に係る注意点

●所得制限

飛鳥村遺児手当以外は、所得制限があります。所得の金額により支給対象外となる場合があります。

●障がいの程度

支給対象者とされている程度の障害者手帳等をお持ちの場合でも、診断書等の要件により認定されない場合があります。

●生活の状況

長期入院(3か月以上)や施設入所、婚姻(事実婚を含む)等、生活状況により支給対象外となる場合があります。

●問合せ先

民生部住民課